第2回 介護予防・日常生活支援総合事業 (新しい総合事業)に係る事業者説明会

平成27年11月20日(金)

柏市保健福祉部 福祉活動推進課・法人指導課

本日の内容

- 1 介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の概要
- 2 柏市における総合事業移行当初のサービス
- 3 サービスの類型, 基準, 単価
- 4 生活支援サービスにおける人材育成
- 5 報酬の請求,利用者との契約等
- 6 指定事務について
- 7 まとめ・今後のスケジュール

1 介護予防・日常生活支援総合事業 (新しい総合事業)の概要

介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の概要①

趣旨

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、<u>住民等の多様な主体が参画し、</u> <u>多様なサービスを充実</u>することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、<u>要</u> <u>支援者に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とする</u>ことを目指すもの。

背景

- ○超高齢化社会の到来 (2025(平成37年)年には団塊の世代が75歳以上)
- 〇独居高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯の増加
- 〇生活支援ニーズの増大
 - →介護保険制度内でのサービス提供では、**介護給付費の増大**、担い手不足

解決策

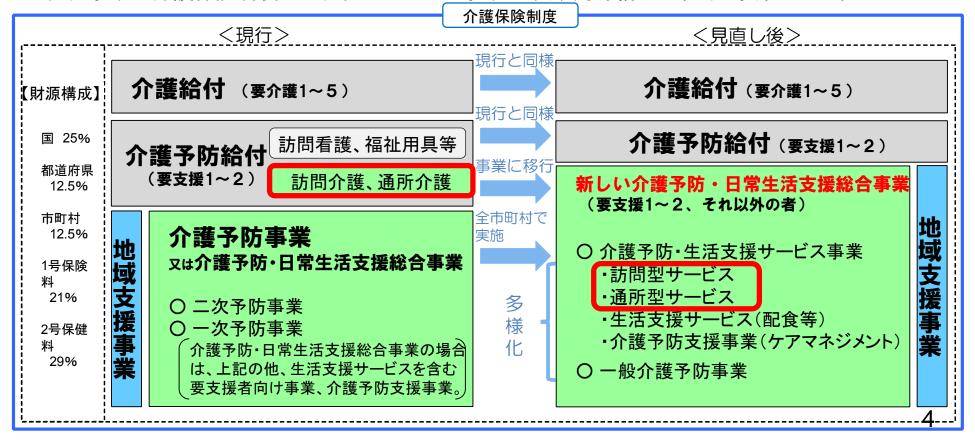
○元気高齢者の増加を目指す ⇒ 介護予防の重要性の高まりと新たな視点

機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけでなく、生活環境の調整や地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど、バランスのとれたアプローチが必要。

○高齢者が支援の支え手となることで、よりよい 地域づくり を推進

介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の概要②

- 〇平成26年度の介護保険改正により創設された制度。すべての市町村が平成29年4月までに実施。
- ○多様なサービスの充実及び地域づくりの推進には時間を要するため、柏市では、平成28年2月に移行。
- 〇予防給付のうち, 介護予防訪問介護と介護予防通所介護は, 新たに総合事業の訪問型サービスと 通所型サービスに移行する。
- 〇これまでの全国一律の基準から、市町村が地域の実情に応じて取り組む「事業」へ移行する。
- 〇総合事業は介護保険制度内に位置づけられた事業であり、財源構成は従来と変わらない。



【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成

訪問型サービス (第1号訪問事業)

- ・現行の訪問 ①訪問介護相当サービス
- 介護相当 ②訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)
- サービス
- ③訪問型サービスB(住民主体による支援)
 - ④訪問型サービスC(短期集中予防サービス)
 - ⑤訪問型サービスD(移動支援)

介護予防•生 活支援サービ ス事業

诵所型サービス (第1号通所事業) ・現行の诵所 ①通所介護相当サービス 介護相当

- ②通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)
- ・多様な サービス

多様な

- ③通所型サービスB(住民主体による支援)
- ④通所型サービスC(短期集中予防サービス)

介護予防• 日常生活 支援総合 事業 (新しい 総合事業)

(従来の要支援者)

- •要支援認定を受け た者(要支援者)
- 基本チェックリスト該 当者(介護予防・生 活支援サービス対象 事業者)

その他の生活支援サービス (第1号生活支援事業)

介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)

- ①栄養改善の目的とした配食
- ②住民ボランティア等が行う見守り
- ③訪問型サービス、通所型サービスに準じる 自立支援に資する生活支援(訪問型サービ ス・通所型サービスの一体的提供等)
- ※ 上記はサービスの典型例として示しているもの。市町村はこの例を 踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

一般介護予防事業

- ・第1号被保険者の全ての者
- その支援のための活動に 関わる者

- ①介護予防把握事業
- ②介護予防普及啓発事業
- ③地域介護予防活動支援事業
- 4一般介護予防事業評価事業
- ⑤地域リハビリテーション活動支援事業

訪問型サービスの類型(国ガイドラインより)

- ○訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 〇多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

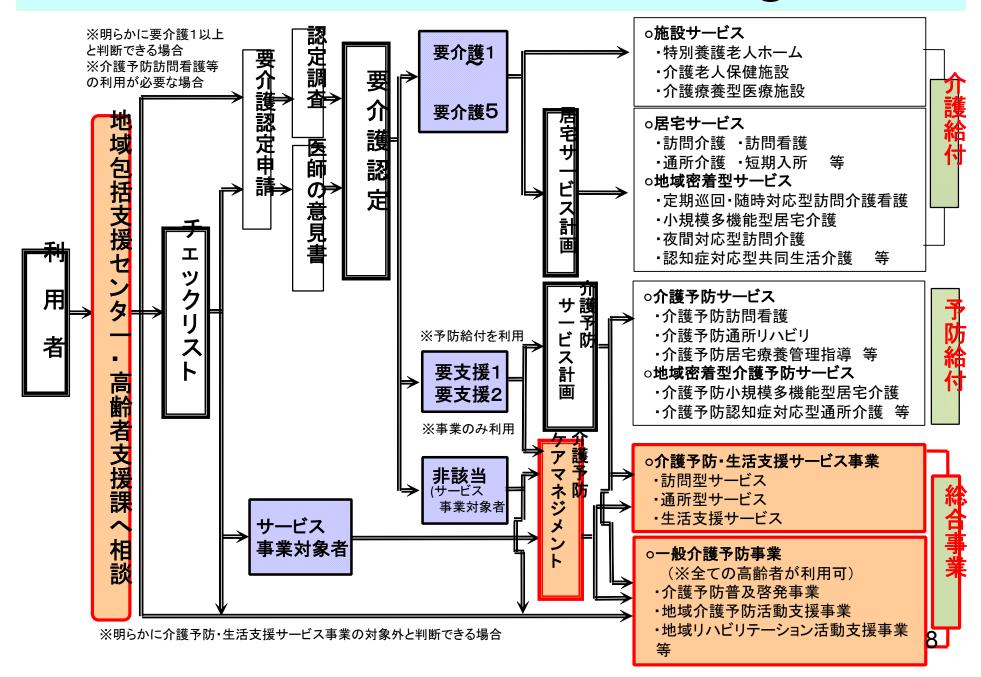
基準	現行の訪問介護相当		多様なサー	ビス	
サービス 種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準による サービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型 サービスD (移動支援)
サービス 内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動と して行う生活援助等	保健師等による居宅 での相談指導等	移送前後の生活 支援
対象者と サービス 提供の考 え方	〇既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース〇以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース(例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	〇状態等を踏まえながら 等「多様なサービス」の		・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3~6ケ月の短期間で行う	訪問型サービスB に準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の 最低限の基準	内容に応じた 独自の基準	
サービス 提供者 ^(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)	6

通所型サービスの類型(国ガイドラインより)

- ○通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- ○多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、 保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当		多様なサービス	
サービス 種別	①通所介護	②通所型サービスA (緩和した基準による サービス)	③通所型サービスB (住民主体による支援)	④通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス 内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーショ ン等	体操,運動等の活動 など,自主的な通いの 場	生活機能を改善するための運動器の機能向上 や栄養改善等のプログラム
対象者と サービス提 供の考え方	〇既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース〇「多様なサービス」の利用が難しいケース 〇集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	〇状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース等※3~6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した 基準	個人情報の保護等の 最低限の基準	内容に応じた独自の 基準
サービス 提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 ^(市町村) 7

介護予防・日常生活支援総合事業の概要③



2 柏市における総合事業の移行当初のサービス

総合事業移行当初のサービス

- 現行の予防給付相当サービスは、基準・単価を維持して実施。
- 基準緩和サービス(サービスA)は、事業所指定を基本として導入。委託については、給付実績の管理が課題のため、さらに検討。
- 短期集中サービス(サービスC)は、効果的・効率的な運営方法について、 さらに検討。
- 通所型サービスの基準緩和サービス(サービスA)及び住民主体サービス (サービスB)は、安定した事業の運営方法について、さらに検討。

	現行相当	サ ービスA (基準緩和)	サービスB (住民主体)	サービスC (短期集中)
訪問型	◎ 現行基準を維持 平成28年2月から	◎ 人員基準を緩和 平成28年2月から	〇 NPOの団体補助 平成28年4月から	△ 検討
通所型	◎ 現行基準を維持 平成28年2月から	△ 検討	△検討	△ 検討



一般介護予防事業○身近な地域で取組める介護予防事業の拡充○住民運営の通いの場づくり

3 サービスの類型・基準・単価等

柏市が実施する訪問型サービス/概要

サービス種別	訪問介護相当サービス	訪問型サービスA(基準緩和型)
サービス名称	介護予防訪問サービス(案)	生活支援訪問サービス(案)
サービス提供 時間		1回あたり60分程度
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの継続が必要なケース ○身体介護が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者等	○身体介護が不要なケース
サービス内容	〇訪問介護員(専門職)による身体介護・ 生活援助	○訪問介護員又は従事者(市が指定する研修の修了者)による生活援助※身体介護は行わない
実施方法	事業者指定(国保連合会経由での審査・支払)	事業者指定(国保連合会経由での審査・支払)
報酬単価の 考え方	〇介護予防訪問介護における報酬と同等	〇サービス内容に応じて市で設定 ※介護予防訪問介護の報酬以下に設定
限度額管理 の有無	有(国保連で管理)	有(国保連で管理)

柏市が実施する訪問型サービス/基準(案)

サービス 種別	訪問介護相当サービス	訪問型サービスA(基準緩和型)
人員基準	■管理者 常勤・専従1人以上 ※支障がない場合,他の職務,同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ■訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 (資格要件:介護福祉士,介護職員初任者研修等修了者) ■サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち,利用者40人に1 人以上(一部非常勤可) (資格要件:介護福祉士,実務研修修了者,3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者)	■管理者 専従1人以上 ※支障がない場合,他の職務,同一敷地内の他事業所等 の職務に従事可能) ■従事者 1人以上必要数 (資格要件:介護福祉士,介護職員初任者研修等修了者, 市が指定する研修の修了者) ■サービス提供責任者又は訪問事業責任者 ・サービス提供責任者又は訪問事業責任者 ・サービス事業責任者:常勤の訪問介護員等のう ち,利用者40人以上に1人以上(一部非常勤可) ・訪問事業責任者:従事者のうち必要数 (資格要件:従事者に同じ)
設備基準	■事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ■必要な設備・備品	■事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ■必要な設備・備品
運営基準	■個別サービス計画の作成 ■運営規程等の説明・同意 ■提供拒否の禁止 ■訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ■秘密保持 ■事故発生時の対応 ■廃止・休止の届出と便宜の提供 等	■個別サービス計画の作成 ■運営規程等の説明・同意 ■提供拒否の禁止 ■従事者等の清潔の保持・健康状態の管理 ■秘密保持 ■事故発生時の対応 ■廃止・休止の届出と便宜の提供 等 13

柏市が実施する訪問型サービス/単価等(案)

サービス種別	訪問介護相当サービス	訪問型サービスA(基準緩和型)
算定単位	月額包括単価 ※ただし、月の途中でサービス提供開始又は終了した場合は、日割コード×サービス提供日数)	月額包括単価 ※ただし、月の途中でサービス提供開始又は終了した場合は、 日割コード×サービス提供日数)
サーヒ゛スコート゛	A1 (平成28年4月1日みなし指定) / A2 (平成28年2月1日指定)	A3 (平成28年2月1日指定)
単価 ※加算等も含め、詳細は別紙サービスコード表を参照	 ○国が規定した訪問型サービス(みなし)の算定構造,単位数と同等 ※1単位 10. 42円 ■訪問 I:週1回程度月1,168単位(12,170円) ■訪問 I:週2回程度月2,335単位(24,330円) ■訪問 I:週2回を超える程度月3,704単位(38,595円) 	 ○有資格者(訪問介護員等)と無資格者との賃金水準の差に着目し、単価を17%減額 ○請求事務を考慮し、できるだけシンプルな単価設定 ■訪問 I:週1回程度 月 977単位(10,180円) ■訪問 II:週2回程度 月1,954単位(20,360円) ■訪問 II:週2回を超える程度 月3,097単位(32,270円) ※1単位 10.42円
加算等	○国が規定した訪問型サービス(みなし)と同等■初回加算■生活機能向上連携加算■介護職員処遇改善加算	■初回加算 月200単位 ■生活機能向上連携加算 なし ■介護職員処遇改善加算 なし ※同一建物減算はあり
対象	■訪問 I:要支援1·2·事業対象者 ■訪問 II:要支援1·2·事業対象者 ■訪問 II:要支援2相当のみ	■訪問 I:要支援1·2·事業対象者 ■訪問 II:要支援1·2·事業対象者 ■訪問 II:要支援2相当のみ
利用者負担	介護給付の利用者負担割合(報酬の1割。 ただし、一定以上所得のある利用者は2割)	介護給付の利用者負担割合(報酬の1割。 ただし、一定以上所得のある利用者は2割) 14

柏市が実施する通所型サービス/概要・人員基準

サービス種別	通所介護相当サービス
サービス名称	介護予防通所サービス(案)
対象者とサービス 提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの継続が必要なケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース
サービス内容	〇現行の介護予防通所介護のサービスを基準とし、以下のサービスを提供 生活機能向上のための機能訓練、レクリエーション、入浴 等
実施方法	〇事業者指定(国保連を経由した審査・支払)
報酬単価の考え方	〇介護予防通所介護における報酬と同等
限度額管理の有無	〇有(国保連で管理)
人員基準	〇介護予防通所介護における基準と同等
設備基準	〇介護予防通所介護における基準と同等
運営基準	〇介護予防通所介護における基準と同等
算定単位	月額包括単価 (ただし、月の途中でサービス提供開始又は終了した場合は、日割コード×サービス提供日数)
サービスコード	A5(平成27年4月1日みなし指定)/ A6(平成28年2月1日指定)
単価・加算等 ※詳細は別紙サー ビスコード表を参照	○国が規定した通所型サービス(みなし)の算定構造, 単位数と同等 ※1単位 10.27円 ■通所 I: 週1回程度 月1,647単位(16,914円) ■通所 II: 週2回程度 月3,377単位(34,681円)
対象	■通所 I:要支援1•事業対象者 ■通所 II:要支援2•事業対象者
利用者負担	介護給付の利用者負担割合(報酬の1割。ただし、一定以上所得のある利用者は2割) 15

緩和した基準による通所型サービスと他の通所サービスとの一体的実施について

緩和した基準による通所型サービスの構築は、現在検討中です

ぜひ、福祉活動推進課までご意見をお寄せください。

〇必ずしも場所を分ける必要はないが、プログラム等を分けるなど、 要介護者の処遇に影響を与えない配慮が必要である。

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」より

- 〇緩和した基準による通所サービスと他の通所サービスを提供する場合の区分 方法として,以下の実施方法が考えられます。
 - ・別の部屋で実施
 - ・部屋を区切って実施 例)パーテーション等により機能訓練室を仕切って実施
 - ・時間帯を分けて実施 例)午前は現行の通所介護相当サービス、午後は緩和した基準による通所型サービス
 - ・曜日を分けて実施

4 生活支援サービスにおける人材育成

生活支援サービスにおける人材育成①

- ○訪問型サービスAに従事する担い手(仮称:柏市訪問型生活支援サポーター(愛称 かじ サポ)の育成は、住民主体による訪問型サービスBの担い手の育成と一体的に実施。 (オレンジ色の枠)
- 〇研修修了者には市が認定証を交付。認定者のうち、サービス事業所での就労を希望する方と従事者を雇用したい事業者との無料職業紹介ができるシステムを目指す。



生活支援サービスにおける人材育成②

日 時: 平成28年1月18日(月), 19日(火)(2日間で1コース)

※活動未経験者向けに実習を含めた追加研修を予定

場 所:ウェルネス柏

定員:40人程度

内 容:介護保険改正と総合事業の理解,生活支援の実際,利用者との接し方

高齢者の特性を知る、認知症の理解と対応、リスク管理等

参加費:500円(資料代)

※詳細は、平成27年12月1日号広報かしわに掲載(来年度は定期的に開催予定)

お知らせ

- 1 追加研修として、研修修了者の実習を受け入れてくださる事業所を募集いたします。 実習期間は、平成28年1月20日(水)から1月27日(水)のうち1日。1事業所に1~2名。 受け入れが可能な事業所がございましたら、福祉活動推進課までご連絡ください。
- 2 研修最終日(平成28年1月19日)の認定証を交付後,認定者に事業所の紹介を行う予定です。ご参加が可能でしたら,ぜひ事業所のパンフレット等をご持参ください。
- 3 来年度以降、研修プログラム内にある「生活支援の実際」について、講師を引き受けてく ださる事業所も募集いたします。可能な場合は、福祉活動推進課までご連絡ください。19

5 報酬の請求・利用者との契約等

総合事業を開始するための手続きについて(1)

〇総合事業を開始するための手続は、開始するサービスの種類や事業を行う事業所 の指定状況等によって異なります。確認の上、適切に手続を行ってください。

現行相当サービス(訪問介護相当サービス, 通所介護相当サービス)

① みなし指定を受けている事業所 ■■■■

平成27年3月31日以前に介護予防訪問介護又は 介護予防通所介護の指定を受けた事業所 (平成27年3月31日に事業を実施していた事 業所でみなし指定を辞退した事業所を除く)

指定申請は不要です

【サービスコード: **A1,A5**】

※**運営規程の変更届**は平成28年2月10 日までに提出

※平成30年4月1日以降も現行相当 サービスの実施を希望する場合は, 更 新申請が必要

② みなし指定を受けていない事業所 ■■■■

- ・平成27年3月31日までに介護予防訪問介護又 は介護予防通所介護の指定を受けていない事 業所
- ・みなし指定を辞退した事業所

指定申請が必要です

【サービスコード: **A2,A6**】

総合事業を開始するための手続きについて②

基準緩和型サービス(訪問型サービスA)

③ 実施を希望する全ての事業所 ■■■■ 指定申請が必要です

みなし指定の有無に関わらず事業の実施を 希望する事業所は指定申請が必要です。 【サービスコード: A3】

柏市サービスコード表(案)を本日の資料として配布しております。

後日、柏市版介護予防・日常生活支援総合事業単位数表マスタ (CSVファイル)を柏市ホームページに掲載する予定です。

報酬の請求③(総合事業への移行のタイミングと請求)

- 〇柏市は平成28年2月1日<mark>認定更新の方から順次総合事業へ移行</mark>。(平成29年2月から完全移行)
- ○移行した方から総合事業に請求を切り替える。
- 〇平成28年2月から平成29年1月までは、予防給付と訪問型サービス及び通所型サービスが混在する。

要支援	2月1日夏	 更新者	3月1日更新者	4月1日更新者	5月1日更新者	6月1日更新者
認定更新者 28.1.31で有効 終了となる方			28.2.29で有効期間 終了となる方	28.3.31で有効期間 終了となる方	28.4.30で有効期間 終了となる方	28.5.31で有効期間 終了となる方
更新の手続き期間	27.12.1 ~	28.1.31	28.1.31~28.2.29	28.2.29~28.3.31	28.3.31~28.4.30	28.4.30~28.5.31
要支援認定申請	27.12.31まで	28.1.1から				
	する全ての		8年2月1日から, 基本チ (包括支援センター) (おり認定申請を行うこと		事業対象者の振り分けが	、開始
		!	<u> </u>	<u> </u>		
	2月		3月	4月	5月	6月
2月1日更新者			総合事業	- (様式二の三)	で請求	
3月1日更新者	予防約 (様式二の二			。 総合事業(様式	二の三)で請求	
4月1日更新者	予防約	6付(様式	ニの二)で請求	総合事	 業 (様式二の三)で請求
5月1日更新者	3	予防給付	寸(様式二の二)	で請求	総合事業(様式	二の三)で請求
						総合事業 23

(参考)介護保険被保険者証

事業対象者はこの部分が印字される



総合事業への移行(見込)人数

〇要支援認定者数

3.572人

〇介護予防訪問介護利用者数

733人

〇介護予防通所介護利用者数 1,055人

平成28年2月~平成29年1月までの総合事業移行者数(推計)

○訪問型サービス 毎月約 61人

○通所型サービス 毎月約 88人

〇合計

毎月約149人が移行予定

※上段の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を12月で割った平均値 実際には月により人数の増減が見込まれます。

利用者との契約・重要事項説明書等について①

総合事業への移行に伴い、一部文言の変更が必要となります

〇サービスの種類(変更の例)

現在	変更後(総合事業移行後)
介護予防サービス	(介護保険法に基づく)介護予防・生活支援サービス事業
介護予防訪問介護	(介護保険法に基づく)第1号訪問事業
介護予防通所介護	(介護保険法に基づく)第1号通所事業

〇利用料

利用するサービスにより、料金表の変更

書類の整備について

- ○<u>重要事項説明書及び運営規程は、総合事業の移行により提供するサービス</u>が変わるため、変更が必要です。
- 〇契約書についても、変更の必要性があると考えます。
 - ※ただし、重要事項説明書及び契約書はすべて取り直す必要はなく、変更点を記載した文書 (別紙)を作成いただく方法でも問題はないと考えます。

利用者との契約及び重要事項説明書等について②

参考

〇内容及び手続きの説明及び同意(居宅基準第8条)

指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供するため、 その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、 当該指定訪問介護事業所の

運営規程の概要, 訪問介護員等の勤務体制, 事故発生時の対応, 苦情処理の体制等

の利用申込者がサービスを選択するために必要な<u>重要事項</u>について、わかりやすい説明書やパンフレット等の<u>文書を交付</u>して懇切丁寧に<u>説明</u>を行い、当該事業所から指定訪問介護の提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。

なお、当該同意については、利用者及び指定訪問介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。

6 指定等の手続について

※各項目ごとに該当するサービスを表示しています。

訪問介護相当サービス・・・ 訪相

通所介護相当サービス・・・通相

訪問型サービスA ····· **訪**A

指定事務について①

指定の日程

訪相

通相

訪A

〇介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業(訪問介護相当サービス, 訪問型サービスA及び通所介護相当サービス)事業所の指定に関する手続の日程は以下のとおりです。

指定申請書類審査 申込書提出期限	指定申請書 提出期限	補正期間	指定日
平成27年12月11日	平成27年12月18日	平成28年1月4日(月曜日)	平成28年2月1日
(金曜日)	(金曜日)	~15日(金曜日)	(月曜日)
平成28年1月15日	平成28年1月22日	平成28年2月1日(月曜日)	平成28年3月1日
(金曜日)	(金曜日)	~15日(月曜日)	(火曜日)
平成28年2月12日	平成28年2月22日	平成28年3月1日(火曜日)	平成28年4月1日
(金曜日)	(月曜日)	~15日(火曜日)	(金曜日)

[※]平成28年5月1日指定以降の日程については、後日柏市ホームページに掲載します。

指定事務について②

指定申請に係る必要書類等

訪相

通相

訪A

〇提出書類について

- ・指定申請に係る必要書類
 - 指定申請に係る添付書類一覧参照
 - ※申請を行う事業所の指定状況等により書類の一部を省略することができます。
- ·記載例

申請書類等の記載例については、柏市ホームページに掲載する予定です。

○様式の変更について

総合事業に対応するため、次のサービスの付表については様式を変更(新規作成)しています。

- (1) 訪問介護
- (2) 介護予防訪問介護
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業(訪問介護相当サービス(みなし指定を含む)及び訪問型サービスA)
- (4) 通所介護(療養通所介護)
- (5) 介護予防通所介護
- (6) 介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業(通所介護相当サービス(みなし指定を含む))

指定の有効期限及び更新について①

指定の有効期限及び更新について

訪相

通相

訪A

介護保険事業所は6年毎に指定の更新が必要です。

ただし、訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス、訪問型サービスAについては、既に指定を受けている同種のサービスと一体的に事業を実施する場合に限り、<u>指定有効期限を短縮し、一体的に事業を実施する同種の指定済みサービスと同時に指定更新手続を行うことができます</u>。

有効期限を短縮する場合のメリット, デメリット

【メリット】

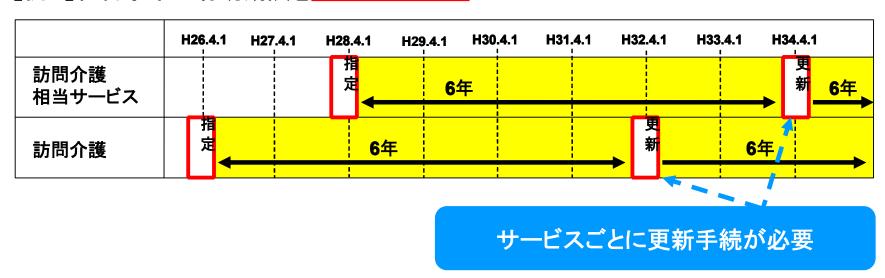
- ①指定更新の手続の回数を削減できる (更新手続の回数は,例1の場合はサービスごとに 行うため2回だが,例2の場合は1回)
- ②同時に更新するサービスについては, 申請書類の一部を省略できる (例2の場合は,必要書類の内,訪問介護と訪問介 護相当サービスで重複する資料は一部省略可能)

【デメリット】

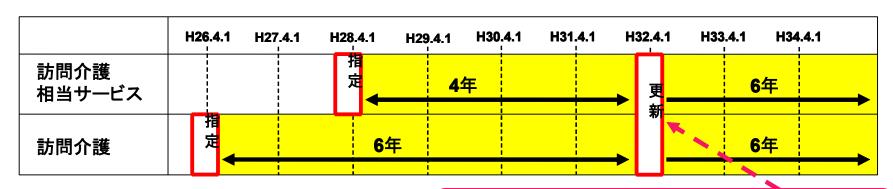
有効期限満了前に更新の手続を行う必要がある(有効期限が短くなる)

指定の有効期限及び更新について②

【例1】総合事業の有効期限を短縮しない場合



【例2】総合事業の有効期限を短縮する場合



2つのサービスの更新手続が1度で完了

各種届出について①

変更届について

訪相

通相

訪A

○ 介護保険法上, 事業所は, 一定の事項に変更があった場合, 10日以内にその旨を届け出る必要があります。

届出が必要な変更事項	訪問介護 相当サービス	通所介護 相当サービス	訪問型 サービスA
事業所(施設)の名称	0	0	0
事業所(施設)の所在地	0	0	0
申請者の名称及び主たる事務所の所在地	0	0	0
代表者(開設者)の氏名, 生年月日, 住所及び職名	0	0	0
定款·寄附行為等及び登記事項証明書·条例等(当該事業に関するものに限る。)	0	0	0
事業所(施設)の建物の構造, 専用区画等, 平面図	0	0	0
事業所(施設)の管理者の氏名, 生年月日, 住所及び経歴	0	0	0
サービス提供責任者(訪問事業責任者)の氏名,住所及び経歴	0		0
運営規程	0	0	0
当該申請に係る事業に係る請求に関する事項(体制届関係)	0	0	
役員の氏名, 生年月日及び住所	0	0	0

各種届出について②

体制届について

訪相

通相

- 〇届出が必要な加算を取得する場合は体制届を提出する必要があります。
 - ・総合事業における対象事業所 訪問介護相当サービス,通所介護相当サービス
 - ・提出期限 算定月の1月前の15日 ※介護職員処遇改善加算については算定月の2月前の末日 (同日が土曜日,日曜日,祝日の場合はその直前の営業日)
 - ・届出が必要な加算(減算) 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表(保険者 独自サービス)のとおり
 - ※訪問型サービスAについては、届出が必要な体制加算はありません

各種届出について③

休止・廃止届について

訪相

通相

訪A

- 〇事業所を休止又は廃止する場合 休止又は廃止の1月前までに届出を提出
- 〇休止した事業所を再開した場合 再開から10日以内に再開届を提出

その他

訪相

通相

訪Α

〇各種様式や必要書類について 柏市ホームページに掲載しております 【URL】

http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/062000/p025661.html

〇提出先 柏市法人指導課

留意事項①

〇平成28年2月1日から以下のサービスが並存します。サービスごとに必要な手続,サービス提供可能な期間及び対象者等が異なりますのでご注意ください。

サービスの種類		対象者
広域サービス(広域)	 訪問介護 介護予防訪問介護 訪問介護相当サービス(みなし指定) 通所介護 ※平成28年4月1日以降は定員19名以上の事業所 介護予防通所介護 通所介護相当サービス(みなし指定) 	全国の被保険者 ※介護予防、総合事業については、利用者、保険者の状況により、受け入れの可否が異なります
地域密着型サービス(地密)	地域密着型通所介護※平成28年4月1日以降定員18名以下の事業所	原則的に柏市の 被保険者
総合事業 (総合)	・訪問介護相当サービス <u>(一般指定)</u> ・通所介護相当サービス <u>(一般指定)</u> ・訪問型サービスA	原則的に柏市の 被保険者

36

留意事項②

【 介護予防サービスと総合事業を一体的に運営する場合 】

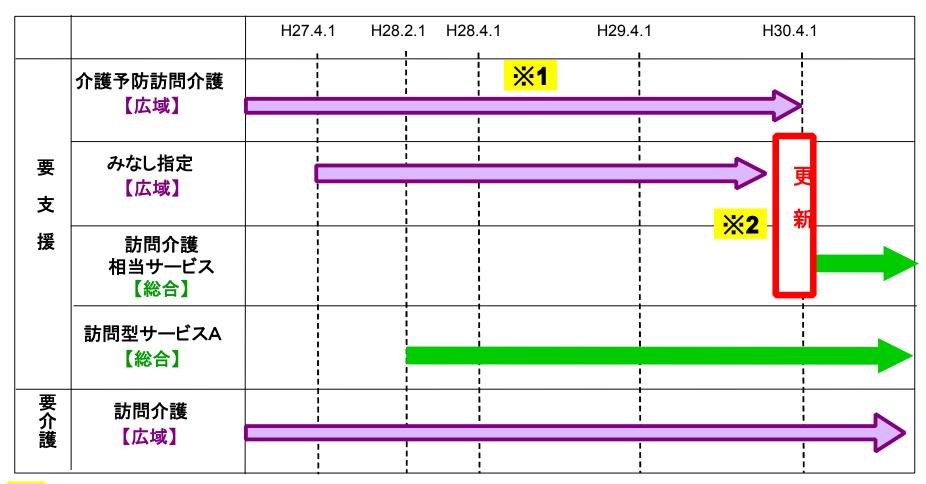
①みなし指定を受けている事業所 — ①-1 訪問①-2 通所

 ②みなし指定を受けていない事業所
 ②-1 訪問

 ②-2 通所

留意事項③

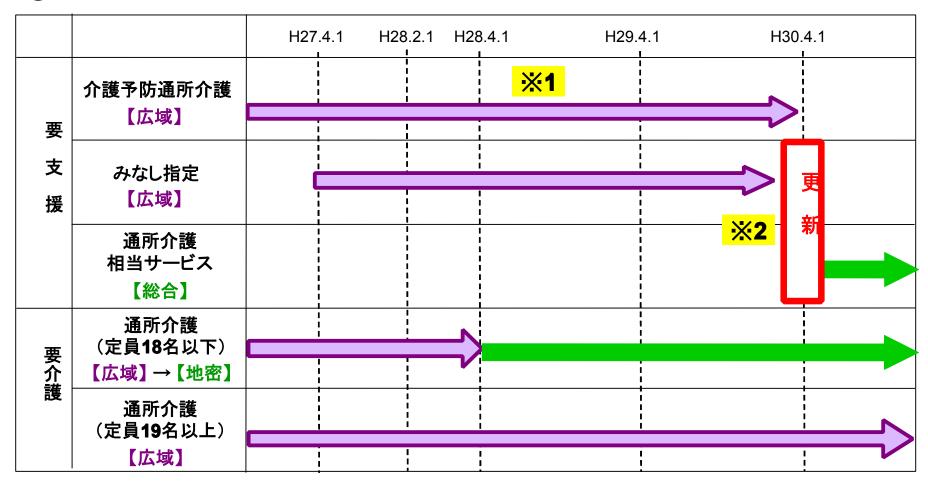
①-1 みなし指定を受けている事業所【 訪問】



- ※1 介護予防サービスは平成30年3月31日よりも前に有効期限が満了となる場合は更新申請を行うこと。 (有効期限満了後は総合事業の対象とならない要支援者に対し、サービスを提供できなくなります)
- ※2 みなし指定の指定有効期限は平成30年3月31日のため、継続してサービスを実施する場合は更新申請を行うこと。(サービスを実施する全ての区域の保険者に対し、更新申請が必要) 38

留意事項4

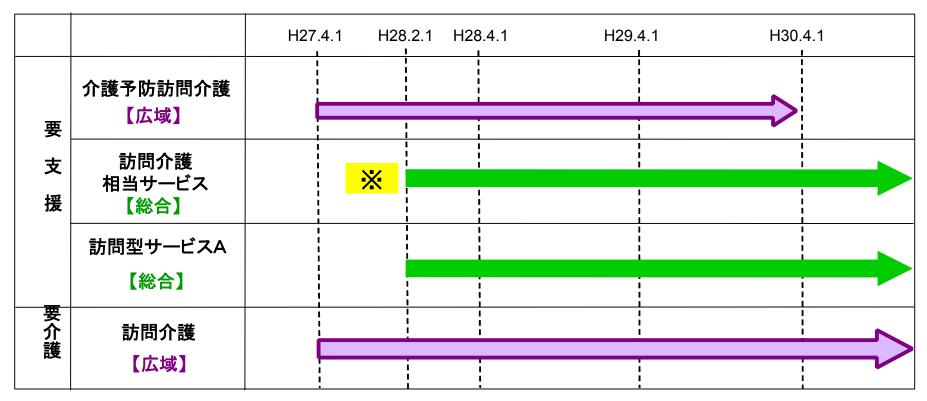
①-2 みなし指定を受けている事業所【 通所】



- ※1 介護予防サービスは平成30年3月31日よりも前に有効期限が満了となる場合は更新申請を行うこと。 (有効期限満了後は総合事業の対象とならない要支援者に対し、サービスを提供できなくなります)
- ※2 みなし指定の指定有効期限は平成30年3月31日のため、継続してサービスを実施する場合は更新申請を行う こと。(サービスを実施する全ての区域の保険者に対し、更新申請が必要) 39

留意事項⑤

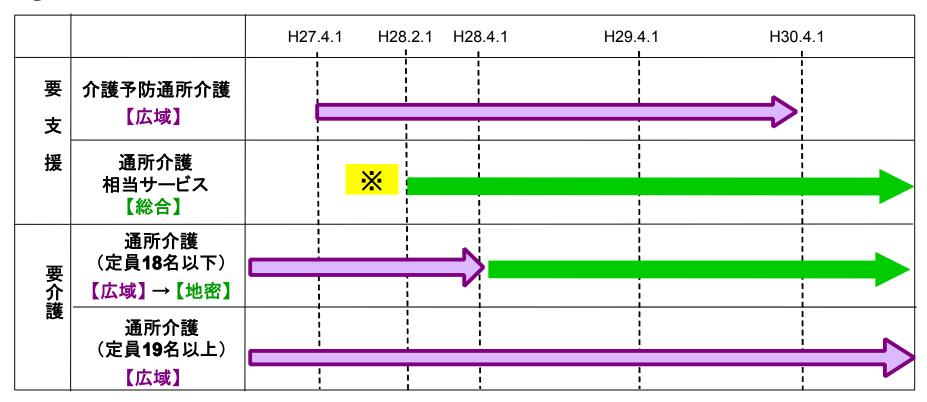
②-1 みなし指定を受けていない事業所【 訪問】



※ 訪問介護相当サービスの指定を受けていなければ、柏市では利用者の認定更新後は原則的にサービス提供不可。平成28年2月1日以降、訪問介護相当サービスを実施する場合は指定申請を行うこと。

留意事項⑥

②-2 みなし指定を受けていない事業所【 通所】



※ 通所介護相当サービスの指定を受けていなければ、柏市では利用者の認定更新後は原則的にサービス提供不可。平成28年2月1日以降、通所介護相当サービスを実施する場合は指定申請を行うこと。

7 まとめ・今後のスケジュール

まとめ(特に重要なこと)

- 〇平成28年2月1日より、柏市は総合事業へ移行。移行当初は次の3種類です。
 - ①介護予防訪問介護相当サービス
 - ②介護予防通所介護相当サービス
 - ③訪問型サービスA

いずれも指定事業者制度による国保連合会を経由した審査・支払で実施します。

- 〇平成28年2月1日より, 柏市の被保険者に提供する介護予防訪問介護及び介護 予防通所介護は,
 - 2月1日認定更新の方から順次総合事業に移行します。
- ○報酬は従来の予防給付と同様、 **月額包括払い**とします。 **月途中**にサービス提供が開始又は終了する場合は、 **日割×サービス提供日数で算定します**。
- ○請求は従来どおり国保連合会に対して行うが、サービスコードは変更となります。
- ○総合事業によるサービス提供には、「利用者との契約」及び「重要事項説明書の 交付・説明・同意」が必要。これに伴い、一部文言の変更が必要です。

まとめ(指定申請等)

1 総合事業の指定申請の手続

- (1) 現行相当サービス(訪問介護相当サービス, 通所介護相当サービス)
 - ① みなし指定を受けている事業所 → 指定申請不要
 - ※運営規程の変更届は平成28年2月1日までに提出
 - ※平成30年4月1日以降もサービス提供を行う場合は更新申請を 行うこと(更新申請の方法は平成29年度に周知予定)
 - ② みなし指定を受けていない事業所 → 指定申請を行うこと
- (2) 訪問型サービスA 実施を希望する場合は指定申請を行うこと

2 介護予防の更新申請の手続

介護予防訪問介護,介護予防通所介護の更新 → 更新申請を行うこと

平成30年3月31日よりも前に有効期限が満了した場合、総合事業の対象とならない要支援者に対し、サービスを提供できなくなります。

今後のスケジュール

平成27年11月20日 サービス事業者説明会 12月18日 指定申請書類審査申込書提出期限 (平成28年2月1日から開始分)

平成28年 1月18・19日 柏市訪問型生活支援サポーター養成研修 1月20~27日 柏市訪問型生活支援サポーター追加研修 (実習期間)

1月28日 柏市訪問型生活支援サポーター追加研修

(追加研修最終日)

2月 1日 総合事業開始

本日の説明に関する問い合わせ先

〇総合事業について

柏市保健福祉部 福祉活動推進課 管理企画担当 〒277-0004 柏市柏下65-1 ウェルネス柏内 電話 04-7167-2318 FAX 04-7167-8381 Eメール: info-fkshk@city.kashiwa.lg.jp

〇指定等の手続,各種届出等について

柏市保健福祉部 法人指導課 指導監查担当

〒277-8505 柏市柏5-10-1 電話 04-7167-1111(代表) FAX 04-7164-1040 Eメール: info-hjns@city.kashiwa.lg.jp